

統計表の利用上の注意

1 每月勤労統計調査は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）の16大産業に属する事業所から抽出して調査したものを国又は県全体に対応するように復元推計したものです。

ただし、鉱業は調査事業所数が少ないため非公表としていますが、調査産業計には含めています。

なお、平成22年1月分調査から平成19年11月改定の日本標準産業分類に変更しました。旧産業分類基づいて表章している平成21年以前の結果と接続しない産業の指標、増減率（前年比及び前年差）は算出されない期間がありますのでご注意ください。

平成21年以前の結果との接続については、厚生労働省の「新産業分類の変更について（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/d1/maikin-hyosyo.pdf>）」をご参照ください。

2 平成27年1月分の調査の際、第一種事業所抽出替えを実施しました。この抽出替えにより生じる新旧調査結果の乖離（ギャップ）を指標から排除し、正確な時系列比較を行うため、平成24年2月分以降の賃金指標、労働時間指標のギャップ修正を行い、それらの増減率を改訂しました。

雇用指標については、平成21年経済センサス基礎調査結果を母集団労働者数として、平成18年10月分以降のギャップ修正を行い、増減率を改訂しました。

なお、パートタイム労働者比率・入職率・離職率及び実数については、ギャップ修正を行っておりません。

3 平成24年1月分の公表時に、指標の基準時更新（平成22年平均=100）に伴う遡及改訂を行いました。

なお、指標の基準時更新を行った際には、実質賃金指標以外の増減率は改訂していません。このため、改訂後の指標から増減率を計算した場合、四捨五入の計算により必ずしも一致しないことがあります。

*詳細は、「第IV部 毎月勤労統計調査の概要」を参照してください。

4 凡例

「0」、「0.0」又は「0.00」	……………	単位未満
「-」	……………	該当数値なし
「X」	……………	秘匿数値